

(12) 九月三日午前十時三十分

会社側 相談後 杉山 謙三
李渡國 赤部負 橋井 高橋

工負代表 中山 刈部 高橋 藤村 川福

等会見シ工負代表ヨリ

先日貴君ヨリ御話ノ通社長ニ面会出来ナイカラ貴君(杉山)ノ代表トシテ交渉スヘキヤ否ヤニ就キ全負ノ意向ヲ求メテルニ各工負共貴君ヲ代表トシテノ交渉ヲ拒否シ居ルヲ以テ今日ハ是れ社長ニ会見セシメル様方カレ交シ杉山

私ヲ代表トシテ否認スルコトハ亦可敷ノ交渉解決ノ意思ナキモノテアリ且ツ亦交渉ハ永久ニ出来ナイノミナラス社長ハ依然トシテ会見ノ意思ハナイトテ遂ニ李渡ノ実体ニ入ラス互ニ押返答ノ末四日午前十一時

持社長ト会見セシムル事ヲ約シ折衝ヲ打切リ午前十一時四十分引揚セリ

(13) 四日午前十一時

李渡國側 橋井 屋 中山 川福 外三名

会社側 上西 威(社長) 杉山 謙三

等会見シ工負代表ヨリ

吾々工負ヲ会社ノ従業員ニ能スト主張セラレテ居ルヲ其ノ理由ヲ承リタイ

社長

先般工負全部ニ申シ上ケタ通り八月九日限り会社ノ態度ニ反対セル以上詮方ナク使用ヲ廢止スルコトヲ全負ニ申シ渡シ其ノ後ハ總テ杉山ニ折衝セシメルコトニシテ委任シテアルカラ同氏ト交渉サレタイ

同時ニ復映ハ絶対認メナイ事ヲ言明シタ筈ナレハ夫レ以外